議案第27号

小城市運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

小城市運動公園条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 34 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

申請書の受付時間の見直しに伴い、規則を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

小城市運動公園条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、「及び受付時間」を削り、同項を同条第3項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第27号 小城市運動公園条例施行規則(平成17年小城市教育委員会規則第34号)の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後(案)
(利用申請)	(利用申請)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 利用申請書の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分ま	
でとする。	
$\underline{4}$ 教育委員会は、 $\underline{\hat{\mathbf{n}}}$ 2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、	<u>3</u> 教育委員会は、 <u>前項</u> の規定にかかわらず、必要と認めるときは、
利用申請書の提出期間及び受付時間を変更することができる。	利用申請書の提出期間を変更することができる。